日 調 連 発 第 ７ ５ 号
平成２１年６月１８日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

登録免許税の還付金を登記の申請代理人が受領する場合の取扱いについて（お知らせ）

当連合会の会務運営につきましては、ご理解ご協力をいただき感謝申し上げます。

この度、法務省民事局民事第二課から、標記について、別添のとおり情報提供を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

つきましては、貴会所属会員へこの旨周知いただきたく、ご配意のほどよろしくお願いいたします。

記

１　内　容　：　登記の申請の際に納付した登録免許税に過誤納があった場合の還付金を登記の申請代理人が代理受領する場合の取扱い及びその留意点について

２　開始日　：　平成 21 年 6 月 22 日（月）

機密性２　完全性２　可用性２

法務省民二民商第１４４０号
平成２１年６月１６日

法務局民事行政部長　殿
地方法務局長　殿

法務省民事局民事第二課長
法務省民事局商事課長

登録免許税の還付金を登記の申請代理人が受領する場合の取扱いについて（依命通知）

標記について，別紙甲号のとおり民事局長から国税庁長官あて照会したところ，別紙乙号のとおり回答がありましたので，その旨貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

別紙甲号

法務省民二第８４４号
平成21年３月31日

国税庁長官　殿

法務省民事局長

登録免許税の還付金を代理受領する場合の取扱いについて（照会）

現在，登記の申請の際に納付した登録免許税に過誤納があった場合は，登録免許税法第３１条に基づく過誤納金の還付等の手続をとっているところですが，今般，上記過誤納金が生じた場合の還付金を登記の申請代理人が代理受領をする場合の事務処理を統一的に行うため，別添様式による還付通知書及び代理受領用委任状を併せて申請人の住所地を管轄する税務署に送付する取扱いで差し支えないか，疑義がありますので照会いたします。

なお，差し支えないとする場合は，貴管下税務署に周知いただきますようお願い申し上げます。

別記第９３号（第１２８条第１項関係）

日記第　　号
平成　　年　　月　　日

税務署長　殿

法務局　　出張所
登記官　　職印

還付通知書

登録免許税法第３１条第１項の規定により，通知します。

登記の区分	
申請の受付の年月日及び受付番号又は再使用証明番号	
還付金額	金　　円
還付原因	１　却下　　２　取下　　３　過誤納
還付原因の生じた日	
納付方法 収納機関の名称	１　印紙　　２　領収証書 ３　電子納付 銀行　郵便局 支店　税務署
申請人の氏名・住所	申請人 受領代理人 （受領代理人連絡先　　）
納税地	（　同上　）
還付通知の請求・申出の別・年月日	１　還付通知請求 ２　還付申出 平成　年　月　日
希望する還付場所	受領代理人の口座 フリガナ（　　） 受領代理人氏名（　　） 銀行　郵便局 支店　税務署 （普通・当座）口座（　　）
備考	受領代理人口座への還付

（注）　登記の区分欄には，当該登記の目的及び原因を，例えば，所有権移転（贈与）のように記載する。

○代理人が還付金を受領する場合に必要となる委任状

委　任　状

受任者　フリガナ

氏　　名

住　　所

上記の者に下記登記に係る登録免許税の還付金の受領権限を委任する。

登記の目的	
受付年月日	平成　　年　　月　　日
受付番号	第　　号
管轄法務局	法務局・地方法務局　　支局・出張所

平成　　年　　月　　日

委任者（登記申請人）

（フリガナ）

氏名又は名称　　印

住　　所

御注意

①委任状には，登記の申請書又は委任状に押した印鑑を押印願います。

②委任状を提出された場合でも，委任者に未納の国税等があるときは，国税通則法第57条（充当）及び地方税法附則第9条の10（委託納付）の規定の適用により，当該未納の国税に充当及び委託納付されるため，委任状の受任者に還付されないことがあります。

還　付　通　知　請　求　・　申　出　書	
還付を受くべき金額	金　　円
納　　税　　地	（住所に同じ）
納付方法及び収納機関の名称	1　印紙　　2　領収証書　　3　電子納付　（　銀行　郵便局　支店　税務署　）
希望する還付場所	受領代理人の口座 フリガナ（　　） 受領代理人氏名　（　　） （　銀行　郵便局 支店　税務署 （普通・当座）口座（　　））
備　　考	受領代理人への還付を希望 受領代理人連絡先 添付書類 還付金の代理受領権限を証する委任状

上記のとおり登録免許税法第３１条第２・５・６項の規定により申し出ます。

平成　　年　　月　　日

申請人　住所

氏名

申請代理人　住所

氏名　　印

支　局

法務局　　御中

出張所

別紙乙号

徴 管 3 － 2 3
平成21年4月14日

法務省 民事局長 殿

国 税 庁 長 官

登録免許税の還付金を代理受領する場合の取扱いについて（回答）

平成21年3月31日付法務省民二第844号をもって照会のあった標記の件については、貴見のとおり取り扱って差し支えありません。

法務省
21.4.14
第397号
民事局民事第二課

機密性２　完全性２　可用性２

事　　務　　連　　絡
平成２１年６月１６日

法務局民事行政部首席登記官　殿
地方法務局首席登記官　殿

法務省民事局民事第二課岩崎補佐官
法務省民事局商事課杉浦補佐官

登録免許税の還付金を登記の申請代理人が受領する場合の取扱いの留意点等について

標記取扱いについては，本日付け法務省民二・民商第１４４０号民事第二課長及び商事課長依命通知が発出されたところですが，その取扱いに係る留意点等は，別紙のとおりですので，貴管下職員あて周知方お取り計らい願います。

なお，標記取扱い及びその留意点等については，日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士会連合会に連絡済みであることを申し添えます。

（別紙）

登録免許税の還付金を登記の申請代理人が受領する場合の取扱いの留意点等

１　趣旨

この留意点等は，登録免許税の還付金を登記の申請代理人が受領する場合の取扱い（以下「本取扱い」という。）の対象及び事務処理上の留意点について定めるものである。

２　対象

本取扱いの対象となるものは，次のいずれにも該当する場合とする。

(1) 登録免許税を納付して登記の申請をした場合であること。

登記事項証明書の交付請求その他の手数料を納付してした場合については，本取扱いの対象とならない。

(2) 司法書士，土地家屋調査士その他の申請代理人が登記の申請をした場合であること。

すべての申請代理人がした登記の申請が対象となるものであり，司法書士及び土地家屋調査士がした登記の申請に限定しない。

(3) 別記第１号及び第２号の様式により作成した書面又はこれらの様式に準じて作成した書面（以下「代理受領申出書面」という。）を提出して，登録免許税の還付金の代理受領の申出をする場合であること。

代理受領申出書面の提出がない場合は，本取扱いの対象とはならず，登録免許税法（以下「登免法」という。）第３１条第１項に規定する登記等の申請をした者又は登記等を受けた者に登録免許税を還付する。

なお，登記の申請書に添付した委任状に登録免許税の還付金の代理受領に係る権限の記載がある場合であっても，登録免許税の還付金の代理受領の申出には，別記第２号の様式により作成した委任状又は同号の様式に準じて作成した委任状（以下「受領委任状」という。）を提出しなければならないものとする。この取扱いは，所轄税務署に還付通知書を送付する際に申請代理人が受領する権限を明らかにした書面の原本も送付してもらいたい旨の国税庁からの要請があるところ，登記の申請書に添付した委任状

は申請代理人に返還し，又は申請書類つづり込み帳につづり込まれることとなるため，これを所轄税務署に当該書面の原本として送付することはできないことを踏まえたものである。

(4) 登記の申請を取り下げ（一部取下げを含む。），又は過誤納により，登録免許税の全部又は一部を還付する場合であること。

登記の申請を却下した場合は，本取扱いの対象とはならないので，登免法第３１条第１項に規定する登記等の申請をした者又は登記等を受けた者に登録免許税を還付する。

なお，過誤納により登録免許税の全部又は一部を還付する場合の還付金の代理受領については，あらかじめその旨を登記官に申し出た場合であって，当該申請に係る登記の完了後速やかに代理受領申出書面を提出したときに限り，本取扱いの対象となるものとする。当該登記の完了後速やかに代理受領申出書面を提出しないときには，登免法第３１条第１項に規定する登記等の申請をした者又は登記等を受けた者に登録免許税を還付する。

３　事務処理上の留意点

(1) 代理受領申出書面の記載内容等の確認

代理受領申出書面が提出されたときは，登記の申請書及びその添付書類の内容に照らして当該代理受領申出書面の記載内容に誤り等がないかを確認するとともに，添付書類である委任状に押印されている委任者の印影と受領委任状に押印されている委任者の印影が合致するかの照合をするものとする。

なお，オンラインにより登記の申請をした場合であって，その添付情報が電磁的記録で作成されているとき，又は書面により登記の申請をした場合であって，その添付情報が不動産登記令第１５条若しくは商業登記法第１９条の２の規定により電磁的記録により作成され，提出されているときは，登記の申請に係る添付情報から委任者の印影を照合することができないので，代理受領申出書面のほか，委任者の印鑑の証明書（市区町村長又は登記官が作成したものであって，代理受領申出書面を提出した日の前３月以内に作成されたものに限る。）を提出させた上，当該印鑑の証明書と受領委任状に押印されている委任者の印影とを照合するものとする。この場合において，当該印鑑の証明書の原本還付の請求があったときは，これ

に応じて差し支えないが，その原本還付の時期は，登記官が印影の照合をした後とするものとする。

(2) 還付通知書の作成等

(1)の確認の結果，代理受領申出書面に不備等がない場合には，不動産登記事務取扱手続準則（以下「不登準則」という。）別記第９３号又は商業登記等事務取扱手続準則（以下「商登準則」という。）別記第４８号の様式による還付通知書を作成し，所轄税務署に通知するとともに，不登準則第１２８条又は商登準則第７６条の規定に従って処理をするものとする。この場合における還付通知書の記載例は，別添のとおりとするもとする。

なお，受領委任状は，あらかじめその写しを作成し，還付通知書とともにその原本を所轄税務署に送付するものとし，作成した受領委任状の写しは，別記第１号の様式により作成した書面又は同号の様式に準じて作成した書面（以下「還付通知請求・申出書」という。）とともに，登録免許税関係書類つづり込み帳（不登準則第２１条第２号又は商登準則第１５条第１項第１０号）につづり込んで保管するものとする。

また，(1)のなお書きの場合において提出された委任者の印鑑の証明書は，その原本（原本の還付をしたときは，その謄本）を登録免許税関係書類つづり込み帳につづり込んで保管するものとする。

(3) 復代理人による代理受領

復代理人により登記の申請がされている場合は，申請人が還付金の受領を代理人に委任すること及び代理人がこれを復代理人に委任することが必要であるから，申請人及び代理人がそれぞれ作成した委任状を添付させるものとする。ただし，登記の申請の復代理人が還付金受領については申請人から直接受任しているときは，当該復代理人に，復代理人を選任した場合において代理人が還付金受領を受任しているとき（還付金の受領については復代理がされていないとき）は，当該代理人に，それぞれ還付金の受領を認めるものとする。

なお，本取扱いは，登記の申請を取り下げたものについて，再使用証明と同様に，再度登記の申請をする際の便宜のために認められるものと考えられることから，申請代理人（復代理人を含む。）となった者以外の者を還付金受領の代理人とすることは，認めないものとする。

(4) 法人の代表者の印鑑証明書の添付に関する特例

受領委任状を作成した者が法人の代表者である場合において，代理受領申出書面を提出する登記所が，当該法人の代表者が印鑑を提出している登記所と同一であり，かつ，当該受領委任状に当該登記所に提出している印鑑が押印されているときは，印鑑の証明書の添付を省略しても差し支えないものとする。この場合においては，還付通知請求・申出書の備考欄にその旨を記載させるものとする。

(5) 司法書士又は土地家屋調査士が申出をする場合の還付通知請求・申出書の記載

司法書士（司法書士法人を含む。）又は土地家屋調査士（土地家屋調査士法人を含む。）が申出をする場合は，司法書士法施行規則第２８条第１項又は土地家屋調査士法施行規則第２６条第１項の規定に従い，還付通知請求・申出書の末尾又は欄外に記名し，職印を押させるものとする。

(6) 所轄税務署からの問い合わせ

還付金の代理受領に関し，還付通知書を提出した税務署から照会があった場合には，登記所における本人確認（印鑑の照合により確認している旨）の経緯を回答するものとする。

４　本取扱いの開始時期

本取扱いは，平成２１年６月２２日から施行するものとし，同日以降において登記が完了していない事件のすべてを対象とするものとする。

別記第１号

還　付　通　知　請　求　・　申　出　書	
還付を受くべき金額	金　　円
納　　税　　地	（住所に同じ）
納付方法及び収納機関の名称	１　印紙　　２　領収証書　　３　電子納付 （　　銀行　　郵便局 　　支店　　税務署　）
希望する還付場所	受領代理人の口座 フリガナ（　　） 受領代理人氏名　（　　） （　　銀行　　郵便局 　　支店　　税務署 （普通･当座）口座（　　））
備　　考	受領代理人への還付を希望 受領代理人連絡先　○○－○○○○－○○○○ 添付書類 還付金の代理受領権限を証する委任状 委任者の印鑑証明書

上記のとおり登録免許税法第３１条第２・５・６項の規定により申し出ます。

平成　　年　　月　　日

申請人　住所

氏名

申請代理人　住所

氏名　　印

支　局

法務局　　御中

出張所

※　赤字は，記載例である。

別記第２号

○代理人が還付金を受領する場合に必要となる委任状

委　任　状

受任者　フリガナ　　ウケトリ　サブロウ

氏　　名　　受　取　三　郎

住　　所　　東京都千代田区○○町○丁目○－○

上記の者に下記登記に係る登録免許税の還付金の受領権限を委任する。

登記の目的	所有権移転
受付年月日	平成　○○　年　○　月　○○　日
受付番号	第　○○○○○　号
管轄法務局	○○法務局・~~地方法務局~~　○○　~~支局~~・出張所

平成　○○　年　○　月　○○　日

委任者（登記申請人）

（フリガナ）　トウキ　シンイチ

氏名又は名称　登　記　進　一　　印

住　　所　東京都○○区○○町○丁目○－○

御注意

①委任状には，登記の申請書又は委任状に押した印鑑を押印願います。

②委任状を提出された場合でも，委任者に未納の国税等があるときは，国税通則法第57条（充当）及び地方税法附則第9条の10（委託納付）の規定の適用により，当該未納の国税に充当及び委託納付されるため，委任状の受任者に還付されないことがあります。

※　赤字は，記載例である。

（別添）

日記第　　号
平成　　年　　月　　日

税務署長　殿

法務局　　出張所
登記官　　職印

還付通知書

登録免許税法第３１条第１項の規定により，通知します。

登記の区分	
申請の受付の年月日及び受付番号又は再使用証明番号	
還付金額	金　　円
還付原因	１　却下　　２　取下　　３　過誤納
還付原因の生じた日	
納付方法 収納機関の名称	１　印紙　　２　領収証書 ３　電子納付 銀行　郵便局 支店　税務署
申請人の氏名・住所	申請人　住所○○　氏名○○ 受領代理人　住所○○　氏名○○ （受領代理人連絡先　○○－○○○○－○○○○）
納税地	（同上）
還付通知の請求・申出の別・年月日	１　還付通知請求 ２　還付申出 平成　年　月　日
希望する還付場所	受領代理人の口座 フリガナ（　　） 受領代理人氏名（　　） 銀行　郵便局 支店　税務署 （普通・当座）口座（　　）
備考	受領代理人口座への還付

※　赤字は，記載例である。